出会いの場（イベント）を実施しませんか　　募集要項

みょうこう出会いサポートセンターでは、出会いを求める独身男女にその機会を提供していただける団体・企業を「サポート団体」として募集しています。

企画・運営・募集等をする独身男女の出会いの場（イベント）を支援・応援いたします。

**１　趣旨**

　　近年の急速な少子化の進行は、社会保障制度の維持や生産年齢人口の減少による労働市場の縮小など様々な分野で影響を与えることが考えられ、妙高市においても、地域経済や地域活力の低下を招くことが懸念されています。

このため、少子化対策の一環として、独身男女に出会いの場（イベント）を提供する事業に対し、支援の実施をしますので企画案を募集します。

**２　業務の概要**

出会いの機会が少ない独身男女に対して、出会いの場を創出する事業とします（以下、「支援事業」という）。支援事業は提案者が企画・運営・募集等を行います。

　　実行委員会の支援は「３ 実行委員会の支援」のとおりです。

（１）事業内容

独身男女の出会いの機会となる文化・スポーツイベント、各種セミナー、体験教室、ツアーなど独身男女が集まりやすく気軽に参加できる内容。

（２）条件

ア　参加者は男女とも独身、２０歳以上（学生除く）の参加が見込まれる企画としてください。

イ　必ず男女のマッチングを実施してください。

ウ　支援事業の実施にあたっては、参加者から必ず参加費を徴収してください。

エ　アルコールの提供は当センターが必要と認めた場合は可能です。

オ　支援事業終了後に参加者へアンケートを行い、集計してください。アンケート内容は別途協議します。

カ　参加者の募集エリアは妙高市内に限定することなく、広域に募集してください。

キ　支援事業をより効果的なものとするため、イベントの流れやコミュニケーションの取り方等を参加者に対し事前にレクチャーするセミナー等を必要に応じて実施してください。

ク　企業・団体等と連携・協働して効果的に支援事業を実施してください。協賛企業を募ることも可能ですが、協賛企業は事業の趣旨にふさわしい業種であることとし、次に定める場合は認めません。

（ア）宗教法人法（昭和26年法律第126号）で規定される宗教団体又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）で規定される政治団体。

（イ）特定の公職者（その候補者も含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするもの。

（ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）で暴力団と規定される者、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にある者。

（エ）風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種。

（オ）その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

サ　応募者等の個人情報の取り扱いについては目的以外に使用することのないよう法令等により適切に対応してください。

ツ　提案者は参加者募集案内等に実行委員会との共催事業であることを明記する。

（３）支援対象期間

平成25年5月１日から平成２6年2月末日まで

期間内に支援事業を実施してください。

**３　実行委員会の支援**

　　提案いただいた事業が採択された場合、実行委員会は以下の支援を実施します。

1. イベントにおける次の経費を補助します。ただし、補助基準額は１提案につき

10万円を上限とします。

　　　　スポンサーを募り実施する場合は、経費の区分等を精査し補助額を決定します。

1. コーディネーター経費
2. 人件費（1H800円　3人まで　一人上限8000円まで）
3. 使用料・賃借料（会場使用料、バス等借上料、機器レンタル料等）
4. 広告宣伝費（参加者募集のためのチラシ作成、新聞掲載料等）
5. 講師等謝金
6. 消耗品費
7. 印刷費
8. その他イベントに係る経費（体験教室参加料等）

＊参加者の飲食費及び備品購入費は除きます。

（２）当センターのホームページを活用し、参加者募集等の広報支援を行います。

**４　企画案募集に参加する者に求める資格要件**

営利を目的とせずに出会いの場（イベント）を実施する団体、企業等です。

ただし、個人及び業として独身男女に結婚斡旋等を業務とする企業等は対象外です。

（１）専従職員（有給又は無給の別は問わない）がいること。または、常時連絡が取れるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。

（２）妙高市内に本店・支店又は営業所等を有していること。

（３）妙高市外の団体、企業でも、妙高市内で出会いの場（イベント）を開催すること。

（４）次のいずれにも該当しない企業等であること。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者

イ　民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条第１項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者（再生計画の認可の決定が確定された者を除く）

ウ　会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条第１項の規定による更正手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされた者（更正計画の認可が決定された者を除く）

エ　宗教法人法（昭和26年法律第126号）で規定される宗教団体又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）で規定される政治団体

オ　特定の公職者（その候補者も含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）で暴力団と規定される者、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にある者

キ　風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種

（５）企業等のうち、NPO及び任意団体にあっては、下記のすべてを満たすこと。

ア　妙高市内に主たる事務所があること。

イ　ボランティア団体など民間の非営利団体であること。特定非営利活動促進法の認証の有無は問わない。

ウ　不特定かつ多数のものの利益（公益）の増進に寄与する活動を行っていること。

**５　企画案の書式及び提出方法**

（１）提出する書類

　　　　本企画に応募しようとする者は、次に掲げる書類を作成し提出してください。

ア　参加申込書（様式－１号）

イ　「みょうこう出会いサポート事業」企画書（様式－２号）

ウ　「みょうこう出会いサポート事業」予算書（様式－３号）

エ　企業・団体等調書（様式－４号）

（２）提出方法

　　ア　提出方法

持参又は郵送での提出とします。

イ　提出場所及び問い合わせ先

　　　　　〒944-0046　妙高市上町9-3　妙高市勤労者研修センター内

　　　　　妙高出会いサポート実行委員会事務局

　　　　　電話：0225-73-7811／ＦＡＸ：0255-73-7230

（３）その他

　１参加業者につき2提案以内とします。ただし、支援上限額（10万円）以内で2以上の事業実施が可能な場合はこの限りではありません。

**６　スケジュール**

　　企画書提出期限　　平成２６年1月３１日（木）まで随時受付中

　　提出後１カ月以内に通知

**７　審査等**

（１）企画案採択数　　　3事業程度

（２）審査を行う者　　　妙高出会いサポート実行委員会が行います。

（３）審査基準　　　　　審査基準は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審　査　基　準 |
| 応募資格 | 応募資格を満たしているか |
| 企画趣旨 | 企画提案の記載内容が具体的かつ明瞭か |
| 事業効果 | 事業実施による効果が期待できるか |
| 実現可能性 | 提案は実現可能か（方法、期間、人的資源、活動実績等） |
| 事業費 | 経費の積算は概ね妥当か |

　（４）失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格になることがあります。

ア　本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ　提案すべき事項の全部又は一部を提案せず、または提出する書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ　その他審査に影響を与えるような行為を行った者

（５）審査及び結果の通知

審査会により提出された書類の審査を行い、決定します。

審査結果は、参加した全ての事業者に対して書面により通知します。

**８　事業の実施**

（１）企画案選定後、実行委員会と事業化に向けた協議を行い、その結果提案内容の一部を変更していただくことがあります。

（２）支援事業の実施に際しては、事前にイベントの流れ等について実行委員会と協議し、承諾を得る必要があります。

（３）支援事業として企画提案が採択された場合は、交付申請をしていただきます。

（４）事業終了後１ヶ月以内に結果を報告していただきます（男女別の応募者数、参加者数、マッチング数、参加者アンケート集計結果等）。

（５）事業終了後、イベントのシナリオ等を別途提出していただくことがあります。

**９　その他**

（１）企画案を提出する書類の作成、提出及び説明等に要する経費は全て提案者の負担とします。

（２）提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き提案者に無断で使用しません。

（３）提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において複製を作成することがあります。

（４）提出された書類は返却しません。

様式―１号

申請申込書

このたび、出会いの場（イベント）を開催するにあたって補助金申請を申し込みます。

なお、本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないこと並びに下記事項をすべて満たすものであることを誓約します。

１　専従職員（有給又は無給の別は問わない）がいること。または、常時連絡が取れるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。

２　妙高市内に本店・支店又は営業所等を有していること。

３　次のいずれにも該当しない企業等であること。

（１）業として独身男女に出会いの場を提供する事業を行う結婚紹介所等

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者

（３）民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条第１項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者（再生計画の認可の決定が確定された者を除く）

（４）会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条第１項の規定による更正手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされた者（更正計画の認可が決定された者を除く）

（５）宗教法人法（昭和26年法律第126号）で規定される宗教団体又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）で規定される政治団体

（６）特定の公職者（その候補者も含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）で暴力団と規定される者、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にある者

（８）風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種

４　企業等のうち、NPO及び任意団体にあっては、下記のすべてを満たすこと。

（１）妙高市内に主たる事務所があること。

（２）ボランティア団体など民間の非営利団体であること。特定非営利活動促進法の認証の有無は問わない。

（３）不特定かつ多数のものの利益（公益）の増進に寄与する活動を行っていること。

添付書類

（１）「みょうこう出会いサポート事業」企画書（様式－２号）

（２）「みょうこう出会いサポート事業」予算書（様式―３号）

（３）企業・団体等調書（様式―４号）

（４）事業実績報告書（様式―5号）

平成　 年　 月　 日

妙高出会いサポート実行委員会　実行委員長　様

提案者

住所

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　印

本提案に関する問い合わせ先

担当者名

電話番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

様式―２号

「みょうこう出会いサポート事業」企画書

平成　　年 　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主催者 | 団体名 |  | | |
| 電話 | （　　　　） | 担当 |  |
| 住所 |  | | |

１　全体計画

|  |  |
| --- | --- |
| 企画名称 |  |
| 実施時期 | 年　　　月　　　日（　　　） |
| 時　　間 | 時　　　分～　　　時　　　分まで |
| 実施場所 |  |
| 目　　的 |  |
| イベント  概要 |  |
| 募集人数 | 男：　　　　　人　　　　　　　女：　　　　　人 |
| 参加費 | 男：　　　　　円　　　　　　　女：　　　　　円 |
| 参加条件 |  |
| 告知方法 |  |

追加説明が必要な場合は、別紙（Ａ４サイズ、形式自由）を添付してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式―３号 |  | |  | |
| 「みょうこう出会いサポート事業」予算書 | | | | |  |
| １　予算 | |  | |  |
|  | |  | |  |
| （１）収入 | |  | |  |
| 項目 | | 予算額（千円） | | 内訳 |
| 補助金 | |  | |  |
| 参加者負担金 | |  | |  |
| 団体の自己負担金 | |  | |  |
| 寄附金等 | |  | |  |
| 合計 | |  | |  |
|  | |  | |  |
| （２）支出 | |  | |  |
| 項目 | | 予算額（千円） | | 内訳 |
| コーディネーター経費 | |  | |  |
| 人件費 | |  | |  |
| 使用料・賃借料 | |  | |  |
| 広告宣伝費（役務費） | |  | |  |
| 講師等謝金(報償費） | |  | |  |
| 消耗品費（需用費） | |  | |  |
| 印刷費（需用費） | |  | |  |
| その他イベントに係る経費 | |  | |  |
| 小計（Ａ） | |  | |  |
| 補助対象外経費 | |  | |  |
|  | |  | |  |
| 小計（Ｂ） | |  | |  |
| 合計（（Ａ）＋（Ｂ）） | |  | |  |

※人件費１h800円　上限8,000円（一人につき）　3人まで

様式―４号

企業・団体等調書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 |  | | |
| 設立年月 | 年 　　 月　　　日 | | |
| 所在地 |  | | |
| 代表者 |  | | |
| 電　話 |  | | |
| FAX |  | | |
| メール |  | | |
| ホームページ |  | | |
| 目　　的 |  | | |
| 主な活動分野 | ・  ・  ・ | | |
| 職員・事務局員数 | 人（うち常勤　　　　　　人） | | |
| 会員数 | 人 | | |
| 事業規模 | 前年度決算額　　　　　　　千円  今年度決算額　　　　　　　千円 | | |
| 主な活動実績 | 事業の名称 | 期　間 | 概　　　要 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

様式―5号

　　年　　　月　　　日

妙高市出会いサポート実行委員会

実行委員長　殿

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　印

**〔　共催　・　後援　〕事業実績報告書**

平成　　　年　　　月　　　日付けで承認のあった〔　共催　・　後援　〕事業については，下記のとおり終了しましたので報告します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 概要 | 名称 |  | | | | | |
| 年月日 | 平成　　　年　　　月　　　日（　　　） | | | | | |
| 時間 | 時～　　　　　　　時まで | | | | | |
| 場所 |  | | | | | |
| 参加者 |  | 募集定員 | 申込 | キャンセル | | 出席 | マッチング数 |
| 男性 | 人 | 人 | 人 | | 人 | 組 |
| 女性 | 人 | 人 | 人 | | 人 |
| 収支 | 収入Ａ | 円 | | | 備考欄 | | |
| 支出Ｂ | 円 | | |
| 差額  （Ａ―Ｂ） | 円 | | |
| 反省点  など |  | | | | | | |

※決算書の添付お願いします。

※事業のチラシ、写真等がございましたら添付願います。